

「令和８年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業」 企画提案募集要領

1 事業名

令和８年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業

2 事業の概要

官民共同窓口である「札幌市就業サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）」において、札幌北公共職業安定所（以下「ハローワークプラザ北24」という。）と共同で無料職業紹介事業及び各種就労支援業務を実施するとともに、厚生労働省北海道労働局と札幌市の一体的実施施設である「あいワーク」において、札幌市が担う業務運営を行う。

なお、業務の詳細については、提案仕様書を参照すること。

3 事業期間

令和８年（2026年）４月１日～令和９年（2027年）３月31日

4 予算額

143,930千円を限度とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業実施における前提

（１）事業実施場所は、下記の各施設のうち札幌市が指定した区域とし、当該区域を札幌市が無償で貸与する。

ア 札幌市就業サポートセンター（北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ1階）

イ あいワーク中央（中央区南3条西11丁目 中央複合庁舎5階）

ウ あいワーク東（東区北11条東7丁目 東区役所1階）

エ あいワーク白石（白石区南郷通1丁目南 白石区複合庁舎3階）

オ あいワーク厚別（厚別区厚別中央1条5丁目 厚別区役所1階）

カ あいワーク豊平（豊平区平岸6条10丁目 豊平区役所1階）

キ あいワーク清田（清田区平岡1条1丁目 清田区役所1階）

ク あいワーク南（南区真駒内幸町2丁目 南区民センター1階）

ケ あいワーク西（西区琴似1条6丁目 札幌琴似第一ビル2階）

コ あいワーク手稲（手稲区前田1条11丁目 手稲区役所2階）

（２）職業紹介及び就労支援業務に通常必要とされる種類及び数量の設備・機器（机・椅子・什器・PC等）については札幌市が無償で貸与するが、その他の業務使用物品（事務用品やプリンタトナー等）や札幌市貸与分を超える備品については、受託者が調達する。

なお、業務上発生する経費の負担区分については提案仕様書で別途規定するほか、疑義が生じた場合は札幌市と受託者の間で協議の上決定する。

（３）官民共同窓口の運営方法については、ハローワークプラザ北24、受託者及び札幌市の三者間で締結予定の資料1「地方公共団体の設置する官民共同窓口の実施に関する協定書」に基づいて行う。

（４）官民共同窓口において、ハローワークプラザ北24と受託者は、それぞれ独立して職業紹介業務を実施する。

（５）業務の全て又は主要な大部分を第三者に委託又は請け負わせることは認めない。業

務の一部を第三者に再委託することは妨げないが、その場合は、札幌市に申し出を行い、承認を得ること。

6 情報の管理について

受託者は、「個人情報の保護に関する法律」等、各種関係法令を遵守して事業を行うこと。

なお、地方公共団体の設置する官民共同窓口においては、公共職業安定所の出先窓口及び民間職業紹介事業所の間で、その保有する求人情報及び求職者情報を相互に連絡・回付する行為は、職業安定法第5条の5における「正当な事由」及び第51条第1項における「正当な理由」に該当するとともに、同法第51条第2項及び第51条の2における「みだりに他人に知らせ」することには該当しないものとする。

(資料2「地方公共団体の設置する官民共同窓口について」厚生労働省通達平成17年3月24日付け職発第0324001号)

7 事業者の選定

札幌市は、企画提案方式により、上記2に掲げる事業を実施する受託者を募集し、「令和8年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査のうえ、1事業者を選定する。

8 参加資格要件

この企画提案に応募する民間職業紹介事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- (2) 企画提案書の提出時点において、職業安定法による有料職業紹介事業の許可を現に受けていること。
- (3) 事業開始日においてサポートセンターで全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）の有料職業紹介が可能な体制を整えることができること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 企画提案書の提出時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 令和4年度～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者
- (7) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しない者
- (8) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (9) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しない者
- (11) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しない者
- (12) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者
- (13) 企画提案書の提出時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (14) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

9 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

- ☐ 提出先：札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側)
- ☐ 受付時間：8時45分から17時15分（土・日・祝日を除く。）

11 主なスケジュール（※予定）

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 公 示 | 1月13日(火) |
| (2) 事業実施に関する質問受付締切日 | 1月19日(月)※12時 |
| (3) 企画提案参加意思確認書の提出締切日 | 1月22日(木)※17時15分 |
| (4) 企画提案書の提出締切日 | 2月2日(月)※17時15分 |
| (5) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 | 2月10日(火) |
| (6) 契約候補者の発表 | 2月13日(金)以降 |
| (7) 契約締結予定日 | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日 |

12 事業に関する質問受付及び回答

(1) 質問

企画提案への参加を希望する事業者からは、質問を受け付ける。

質問がある場合については、下記期限までに「質問書」（様式1）を提出すること。ア 受付期限

令和8年1月19日（月）12時まで（必着）

イ 提出先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側)

ウ 提出方法

電子メールで、所定様式の質問書を受け付ける（電話や窓口での質問は受け付けない。）。その際、件名は「札幌市就業サポートセンター等運営事業に係る質問」とすること。

・電子メールアドレス：koyou@city.sapporo.jp

(2) 回答

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については質問者に対する回答に加えて、取りまとめのうえ、企画提案参加意思確認書の提出があった事業者にも公表する。

なお、質問書以外での問い合わせ及び受付期間外の質問については、回答しない。

13 企画提案参加意思確認書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、企画提案参加意思確認書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年1月22日（木）17時15分まで（必着）
- (2) 提出先
札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）
- (3) 提出方法
直接持参とする（受付時間：平日8時45分～17時15分）
- (4) その他
提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、本事業に係る企画提案書の提出を認めないものとする。

14 企画提案書の提出

- (1) 提案内容
「提案仕様書」のとおり
- (2) 提出期限
令和8年2月2日（月）17時15分まで（必着）
- (3) 提出先
札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）
- (4) 提出方法
事前に連絡の上、直接持参すること（受付時間：平日8時45分～17時15分）。
- (5) 提出書類及び部数
 - ア「企画提案提出書」（様式3） 1部
 - イ 企画提案書 12部
 - (ア) A4判、片面印刷で25ページ以内とすること（企画提案提出書、表紙及び目次は除く）。
 - (イ) 表紙と目次を除き、企画提案書下部にページの通し番号を付すこと。
 - (ウ) 企画提案書は製本（糊付けまたはホッチキス止め）せずに提出すること。
 - (エ) 企画提案書の表紙には、提案事業者の名称、事業所の所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - (オ) 提案書とは別に資料を提出することは認めない。
- (6) 提出後の変更
提出された企画提案書等は、提出後の差換え、変更及び取消すことはできない。
また、返却には応じないものとする。
- (7) 無効の取扱い
提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効とする。
 - ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

- イ 本募集要領及び提案仕様書に従って作成されていない場合
- ウ 後記16に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- エ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

(8) その他

- ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式4）を提出すること。
- イ 企画提案書の再提出は認めない。
- ウ 「取下願」の提出があった場合も、既に提出した企画提案書は返却しない。

15 書類審査の実施

本事業の企画提案書を提出した事業者が4者以上の場合は、別に定める「令和8年度札幌市就業サポートセンター等運営事業企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、下記のとおり企画提案書の書類審査を行い、上位3者の企画提案を選定し、企画提案書提出事業者に通知するものとする。

(1) 書類審査実施日

令和8年2月4日(水)

(2) 書類審査内容

- ア 事業の理解度について（配点20点）
- イ 企画書の体裁について（配点10点）
- ウ 提案の実現性について（配点10点）
- エ 提案の妥当性について（配点10点）

(3) 書類審査結果の通知

企画提案書提出者すべてに、令和8年2月5日(木)までに審査結果を電話及び書面で通知する。

16 企画提案書のプレゼンテーションの実施

企画提案書を期日までに提出した事業者は、本市の指定する日時に、実施委員会に対し企画提案書の内容についてのプレゼンテーションを実施すること。

(1) プレゼンテーション実施日（※予定）

令和8年2月10日(火)（開始時間については、別途連絡する。）

(2) 実施場所

札幌市役所 地下1階 第2号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(3) 実施方法

- ア 出席者は1事業者あたり3名以内とする。
- イ 持ち時間は45分（説明20分、質疑25分）程度とし、札幌市の指示した時刻から、順次個別に行う。
- ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
- エ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコンの使用は認めないものとする。

17 企画提案審査の実施及び審査基準

- (1) 実施委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める審査要領に基づいて審査を行い、最も高い評価を受けた1事業者を契約候補

者に選定する。

- (2) 審査は、提出された企画提案書による審査を基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (3) 審査対象事項の配点は次表のとおりで、合計点が同点の場合は、審査対象事項間の得点バランスその他について総合考慮の上、委員の合議により選定する。

なお、審査対象事項における主要な評価項目は、提案仕様書8に記載のとおりであるから、当該項目について評価することが可能な企画提案を心掛けること。

審査対象事項	配点（満点）
ア 官民共同窓口	20点
イ 求職者への支援プラン策定・個別カウンセリング	10点
ウ 求職者向けセミナー	10点
エ スキルアップ講座	10点
オ 職場体験	10点
カ 企業説明会	10点
キ 求人・企業関連	15点
ク あいワーク関連	15点
ケ 事業全体に係る事項 〔内訳〕・事業人員体制（20点） ・事業の周知・広報（20点） ・事業の調査・報告（15点） ・事業実施の効果（15点） ・提案内容の実行可能性（10点） ・過去の事業実績（10点） ・独自提案事項（10点）	100点
合計	200点

- (4) 企画提案書の提出締切日時点において提案事業者が札幌SDGs企業登録制度の登録企業である場合は、本業務とSDGsとの親和性を考慮し、委員全員の合計評点に対して5点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。
- (5) 審査員全員の持ち点合計（審査員1人当たり200点に審査員数を乗じた数）の6割を最低基準とし、獲得した評価点がこれを下回った場合は契約候補者とししない。
- (6) 選定した契約候補者が前記5（3）に定める協定の締結を辞退した場合は企画提案審査で次点の評価を受けた事業者を契約候補者とする。

18 選定結果の通知等

実施委員会において、審査の結果、基準点以上の得点を得た事業者の中から最も高い評価を受けた1者を契約候補者とする。

また、企画提案を行う事業者が1者であっても、最低基準を満たしている場合は、契約候補者とする。

なお、選定した事業者には決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

- (1) 通知日（※予定）

令和8年2月13日（金）以降

- (2) 対象業務の委託

ア 原則として、実施委員会で選定された契約候補者へ業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した契約候補者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後、契約を締結する。

ウ 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

(3) 選定結果についての疑義の申立て

ア 企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は前記10のとおりとする。

19 選定後の手続き等

(1) 契約候補者は、札幌市が指定する日までに以下の手続きを行うこと。手続きに要する経費は事業者の負担とする。

ア 職業安定法に定める事業運営に必要な申請のほか、関係法令の違反を構成しないための必要な手続き

イ 「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」の提出（任意）

ウ 官民共同窓口における職業紹介事業の運営に関する協定の締結

エ 企画提案に基づいて実施する札幌市就業サポートセンター等運営事業に関する委託契約の締結

(2) 上記(1)エに規定する契約書については、資料3「契約書（案）」に基づいた内容とする。

(3) 札幌市就業サポートセンター運営事業の委託契約の締結日は、別途、札幌市から指示した日とする。

(4) 契約候補者は、前記5（3）に定める協定及び上記に定める委託契約締結後の業務を円滑に行うため、令和7年度受託事業者から、事前に業務の引継ぎを受けるものとする。なお、引継ぎに当たっての費用は、契約候補者の負担とする。

20 著作権に関する事項

(1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することについて企画提案者は許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

(3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

(4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の

定めにより公開する場合がある。

21 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は全て企画提案者の負担とする。
- (2) 札幌市と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更する場合がある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取りやめることがある。
- (4) 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した事業者を選定するが、実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本に、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。
- (5) 本事業は札幌市議会において令和8年度予算案が可決された場合に実施する。